

投資主の皆様へ

2021年11月26日

第11期分配金の源泉徴収税額に関するお詫び及び今後の対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月17日付で投資主様に「第11期資産運用報告」及び第11期分配金のお受け取りに関する書類をお送りいたしました。そこでの記載において、源泉徴収税額の誤りがあった旨、当投資法人の投資主名簿等管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）から報告を受けました。これを受け、本書においてその内容をお知らせいたします。

第11期の分配金は、「利益分配金（通常の分配金としての1口当たり2,962円）」と「出資総額（利益超過分配金としての1口当たり231円）」を原資としていますが、分配金計算等を担う三井住友信託銀行の事務過誤により、本来、配当所得に係る税の源泉徴収が不要な後者について、源泉徴収を実施したものです。

投資主様には多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、適正な分配金額をお受け取りいただけるよう、下記のとおり、ご案内申し上げます。

記

① 証券会社口座でお受け取りの投資主様（株式数比例配分方式）

- ご送付の分配金計算書上、「※ 分配金額（通常の利益分配金）」欄に誤りがございます。訂正後の分配金計算書は、12月10日（予定）にお送りいたします。
- 比例配分方式で分配金をお受け取りの投資主様におかれましては、三井住友信託銀行では源泉徴収の事務手続きを行っておりませんので、支払金額は適正な金額をお振込みさせていただきました。したがって、支払金額に影響はございません。

② 銀行口座振込でお受け取りの投資主様

- ご送付の分配金計算書上、「※ 分配金額（通常の利益分配金）」欄の他、源泉徴収税額と支払金額に誤りがございます。訂正後の分配金計算書は、12月10日（予定）にお送りいたします。
- 誤って源泉徴収を行った金額につきましては、分配金のお受け取り口座としてご指定いただいております口座に、12月10日（予定）にお振込みをいたします。お振込みの完了をもちまして、適正な支払金額となります。

③ ゆうちょ分配金領収証又は振替払出証書でお受け取りの投資主様

- ご送付の分配金計算書上、「※ 分配金額（通常の利益分配金）」欄の他、源泉徴収税額と支払金額に誤りがございます。訂正後の分配金計算書は、12月10日（予定）にお送りいたします。
- 誤って源泉徴収を行った金額につきましては、ゆうちょ銀行でお受け取りいただける「振替払出証書」を 12月10日（予定）にお送りいたします。最寄りの郵便局でお受け取りください。「振替払出証書」でのお受け取りをもちまして、適正な支払金額となります。

以上

《本件に関するご照会先》

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土・日・休日を除きます。）